

令和 3 年度第 1 9 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 1 3 日

担当部・課：建設部都市計画課〔内線 5 6 2 7〕

産業部商工課 〔内線 3 5 2 6〕

<b>① 件 名</b>			
石巻かわまちエリア都市再生整備計画（まちなかウォークアブル推進事業）の策定について			
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>			
<p><b>【背景】</b> 本市の中心市街地「川沿いエリア」では、旧北上川の堤防整備と合わせ、まちづくりと水辺空間が一体となった「かわまちづくり」により賑わいが生まれており、その賑わいをどのようにしてまちなか全体へ拡大していくかが課題となっている。</p> <p>令和 2 年 5 月に都市再生推進法人として指定した株式会社街づくりまんぼうでは、堤防一体空間の利活用や地域事業者との意見交換等を行い、令和 3 年 3 月に都市再生推進法人の業務である都市再生整備計画の素案を本市に提出しており、これまで素案を元に庁内関係課、国、県と協議を進めてきた。</p> <p><b>【目的】</b> 都市再生整備計画を策定することにより、石巻駅前のバリアフリー化や社会実験等を実施することで、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを推進するとともに、官民が連携した持続可能なまちづくりを進め、かわまちエリアの賑わい創出と拡大を図る。</p>			
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>			
<p><b>【根拠法令】</b> 都市再生特別措置法（平成 1 4 年法律第 2 2 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 1 持続可能な生活基盤整備を推進する</p>			
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>			
令和 2 年	5 月 2 9 日	株式会社街づくりまんぼうを都市再生推進法人に指定	
令和 3 年	3 月	同法人から都市再生整備計画の素案の提案	
	3 月～1 1 月	庁内関係課協議	
	5 月～1 0 月	宮城県及び東北地方整備局ヒアリング	
<b>⑤ 主な内容</b>			
1 都市再生整備計画の目標			
大目標 かわまち交流拠点を起点に歩いて楽しめるウォークアブルな商店街の実現			
目標 1 歩行者が安心して楽しく歩くことができる歩行者空間の創出			
目標 2 多くの市民が利用できる交流空間（パブリックスペース）の創出			
目標 3 官民連携による魅力ある滞留空間の創出			
2 目標を定量化する指標			
	指 標	従前値	目標値（令和 6 年度）
目標 1	歩行者・自転車通行量の増加	1 4, 8 3 5 人 （令和 2 年度）	1 9, 7 4 8 人
目標 2	歩行者回遊率の増加	3 6. 1 % （平成 3 0 年度）	4 5. 0 %
目標 3	パブリックスペースで開催されるイベント回数の増加	1 1 回 （令和 2 年度）	4 0 回

3 目標を達成するため実施する事業（まちなかウォークブル推進事業）

(1) 計画期間 令和4年度～令和6年度

(2) 事業内容

令和4年度 石巻駅前のバリアフリー化  
コーディネートの実施（社会実験、ワークショップの開催など）

令和5年度 ベンチの整備  
コーディネートの実施（社会実験の結果を踏まえた内容）

令和6年度 事業の事後評価に係る調査

※社会実験やワークショップ開催による地元の意向を踏まえ、事業内容や期間等については今後見直しを図っていく。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

都市再生整備計画を策定することにより、社会資本整備総合交付金を活用した整備が可能となり、かわまちエリアにおける賑わいの創出と拡大を図るための事業が推進される。

【市財政への負担】

事業費：70,500千円（3年間）

財源内訳：社会資本整備総合交付金（1/2）、一般財源（1/2）

※都市再生整備計画の区域内において「滞在快適性等向上区域」を設定し、まちなかウォークブル推進事業を活用するため、国費の割合が50%と高くなる。なお、都市再生整備事業の国費率は40～45%である。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

都市再生整備計画を策定済の県内の市町村（計画期間が終了しているものを含む）  
仙台市、塩竈市、角田市、多賀城市、大崎市、柴田町、利府町、大和町、南三陸町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年 1月 都市再生整備計画の提出  
3月 都市再生整備計画の策定及び公表  
4月～ 事業の実施

⑨ その他

本市では、「石巻市中心市街地活性化地区都市再生整備計画」を平成22年3月に策定しているが、東日本大震災の影響により、計画期間の満了を待たず終了している。